

令和 6 年度

熱海市国民健康保険運営協議会 会議録

市民生活部市民生活課

＊会議日程

日時 令和7年1月22日（水） 午後3時30分より

場所 熱海市役所 第3庁舎 第1・2・3会議室

（審議事項）

1. 令和7年度国民健康保険税の賦課限度額の改正について

＊会議に付した事件

会議日程の審議事項と同一

＊出席委員等

（被保険者代表委員）

寺島香世 新留奈美 酒井 潤 （欠席委員 山田育子）

（保険医・薬剤師代表委員）

陶山秀夫 井上 俊 宇居宏樹 （欠席委員 渡辺英二）

（公益代表委員）

當摩達夫 黒川宣夫 （欠席委員 加藤正春・杉山 勝）

（被用者保険代表委員）

松岡利行 （欠席委員 なし）

（行 政）

齊藤熱海市長 小坪市民生活部長

荒田市民生活課長 小原税務課長 佐藤健康づくり課長

関戸課税室長 鹿田健康づくり室長 佐藤納税室主幹 松井納税室主幹

森野保険年金室長 小川保険年金室主幹

事務局（橋本職員、石川職員）

○国保主幹

本日は大変ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和6年度熱海市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただければと存じます。

【配布資料確認】

それでは、まず、熱海市国民健康保険運営協議会規則第5条の定足数についてでございます。委員13名中9名のご出席をいただき、過半数に達していますので、本協議会が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、市長からご挨拶を申し上げます。

○市長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、熱海市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、様々なお立場から、国民健康保険事業の運営にご理解、ご協力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

国民健康保険は、被保険者が減少する一方で、医療費は増加しており、今後、国保の運営について、さらに厳しさが増してくると予想されております。

この国民健康保険制度は、平成30年度に都道府県単位化がなされ、都道府県が財政運営の責任主体となりました。市町は県が策定した国民健康保険運営方針を踏まえて事業を実施することとされております。静岡県運営方針では、国の方針に合わせ、保険料水準の統一に向けた取り組みをさらに進めていくことが求められております。本市におきましても、この運営方針にのっとり、適正な運営に努めて参りたいと考えているところです。

さて、本日の会議では、この国民健康保険税の賦課限度額の改正についてご議論をいただくこととなります。この後事務局から説明をさせていただきますので、委員の皆様による関連なご議論を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○国保主幹

ありがとうございました。続きまして、委員の皆様のご紹介でございますが、メンバーも変わっていないため、お手元の協議会委員名簿をもって代えさせていただきたいと存じます。また、お時間の都合上、国民健康保険事業に携わります職員につきましても、所管職員名簿をもって代えさせていただきます。

続きまして、當摩会長からご挨拶をいただきたいと思います。當摩会長よろしくお願いいたします。

ます。

○会長

皆さんこんにちは。座ったままで失礼いたします。今日は令和6年度の熱海市国民健康保険運営協議会を開催するに当たりまして、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきました。誠にありがとうございます。熱海市国民健康保険運営協議会会長の當摩でございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど市長から挨拶がありましたとおり、国民健康保険は被保険者が減少する一方で、医療費の負担は依然として大きく、国保運営は厳しい状況にあります。

医療保険制度では、昨年12月から、これまでの健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行するなど、国保制度を取り巻く環境が変化しているものと認識をいたしております。

今日はまず現状を把握して、これからの熱海市の国保事業の安定的な運営が図られますよう、委員の皆様のご協力を賜りたいと存じます。

今日の議題は、国保税の賦課限度額の改正と令和5年度熱海市国民健康保険事業特別会計の決算報告等がございます。委員の皆さまにおかれましては、本日の協議会の円滑な運営と、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○国保主幹

ありがとうございました。これからの議事進行につきましては、会長、よろしくお願い申し上げます。

○会長

それでは議事進行を務めさせていただきますが、会議の進行につきましては、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議の議事録署名人についてということですが、慣例により私の方から指名させていただきます。公益代表から黒川委員と被保険者代表から寺島委員のご両名とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、次第の4番諮問に移りたいと思いますので、いったん事務局に進行をお返しします。よろしくお願いいたします。

○国保主幹

ありがとうございます。それではこれから諮問を行わせていただきます。

令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正につきまして、市長から諮問をさせてい

たきます。

それでは市長、会長は前の方へお進みくださいますようお願い申し上げます。

○市長

熱海市国民健康保険運営協議会会長 當摩達夫様。令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について諮問。熱海市国民健康保険運営協議会規則の規定に基づき、下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

1. 令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について

令和7年1月22日 熱海市長 齊藤栄。

よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、また、私の方で議事進行を務めさせていただきます。事務局は諮問書の朗読をお願いいたします。

○市民生活課長

市民生活課長の荒田でございます。よろしくお願いいたします。諮問書に添付の諮問事項の内容を読み上げさせていただきます。

諮問事項1 令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について

地方税法施行令が令和6年4月1日に一部改正され、改正後の同令第56条の88の2第2項に規定する国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（後期分）について、賦課限度額が22万円から24万円に引き上げられたところである。

この改正については、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第4条の規定に基づく医療保険制度改革の一環として、国民健康保険被保険者の公平な税負担の観点から、過重になっている中間所得者層の負担を軽減し、高所得者層に負担を求める考えなどから、必要な措置が講じられたものである。

本市においても、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため、令和6年度における改正後の地方税法施行令に基づき、国民健康保険税後期分の賦課限度額を2万円引き上げて24万円とする改正を行うものとする。

実施期日 令和7年4月1日

○会長

はい、ありがとうございました。それではこれから、審議に入りますが、市長は、公務があるため、ここで退席をされます。

【市長退席】

それでは次第に従いまして、議題の審議事項の 1、令和 7 年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金室長

保険年金室の森野と申します。よろしくお願いいたします。これより着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、事前にお送りしております横版の資料、令和 6 年度熱海市国民健康保険運営協議会資料に沿って説明させていただきます。右下に小さくページが振っております。資料の 3 ページをご覧ください。

審議事項(1)令和 7 年度国民健康保険税の賦課限度額の改正についてご説明いたします。

令和 6 年度中の地方税法施行令の改正により、国保税の後期高齢者支援金分の限度額が 22 万円から 24 万円に引き上げられています。賦課限度額の引き上げは、限度額に到達せず、過重となっている中・低所得者層の負担を軽減し、高所得者層に応分の負担を求める措置です。つきましては、施行令の限度額に合わせ、後期高齢者支援金分の限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げることとし、令和 7 年度から改正しようとするものです。

賦課限度額を法改正通りに引き上げた場合、試算では 30 万円程度の保険税調定額の増額となり、限度額を超過する世帯数は、後期分で 4 世帯ほど減少する見込みです。

説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明のあった事項につきまして、事前に質問がなかったようです。この場で何かご質問はございますでしょうか。

【質問等なし】

それでは、ご意見もないようですので、委員の皆様にお諮りしたいと思います。事務局案の通り答申することに賛成の委員は手を挙げていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【委員全員挙手】

それでは全員の挙手を認めまして本件につきましては、事務局提案の通り決しました。

事務局は、早速答申原案を作成してください。答申原案ができるまでの間、次の議題を進行します。それでは議題の報告事項について事務局より説明をお願いいたします。

○保険年金室長

次第の報告事項についてご説明いたします。先ほどの横版の資料の 4 ページをご覧ください。

始めに、報告事項(1)令和5年度国民健康保険事業特別会計決算及び基金の状況についてご説明いたします。

まず、決算の状況ですが、歳入については、収入総額46億4,605万1,155円、前年度との対比で96.1%、1億9,003万5,528円の減収となりました。歳出については、支出総額46億1,731万5,278円、前年度との対比で96.4%、1億7,448万6,161円の経費減少となりました。歳入から歳出を引いた剰余金は2,873万5,877円となり、翌年度へ繰り越ししております。歳入歳出の減少理由は、被保険者数の減少が大きな要因となります。決算の表の右側に、年度末の被保険者数の表がございますが、令和5年度末時点の世帯数は6,157世帯、前年度との対比で93.9%、401世帯の減少。被保険者数は、5年度末現在8,240人、前年度との対比で92.9%、633人の減少となりました。

次に国民健康保険事業基金の状況でございます。その下の表をご覧ください。この基金は、天災その他特別の事情により、国民健康保険事業の支払いに不足を生じた場合の資金に充てるために設置しておりますが、令和5年度中に966万円を取り崩しておりまして、表に記載はございませんが、この分はマイナスになります。そして、17万2,603円を積み立ていたしましたので、令和6年5月末時点の保有額は12億7,655万8,672円となっております。

先ほど、特別会計の決算上は2,900万円弱の剰余金が生じていると説明いたしましたが、こちらの収入には、令和4年度からの繰越金が約4,400万円、基金の取り崩し分が1,000万円弱含まれてございます。これらを除きますと、令和5年度単年度だけの収支では約2,500万円の赤字となっております。

続きまして、報告事項(2)令和7年度国民健康保険事業特別会計の当初予算算定額でございます。5ページをご覧ください。予算の方は、単位を千円としております。こちらの金額は、予算積算時点のものでして、この段階で、繰入金や事業費納付金など、まだ数字が確定していないものがありましたので、最終的には変動がある予定ですが、歳入歳出とも45億8,860万円となっております。令和6年度当初予算と比較しますと、3億2,460万円の減となっております。歳入の減少の主な要因は、被保険者数の減少による保険給付費が減少となることから、県の保険給付費等交付金も減少することによるものです。歳出の減少の主な要因は、被保険者数の減少による保険給付費の減、及び県へ納付する事業費納付金の減によるものです。

なお、事業費納付金につきましては、県の国保運営方針に基づきまして、医療費水準を反映させない納付金算定方法に、令和7年度分から5年間で段階的に移行していくこととなっております。本市では、医療費水準を反映させる計算方式に比べ、反映させない計算方式にした方が、納

付金額が抑えられております。

○課税室長

税務課の関戸です。よろしくお願いします。着座にて失礼します。私の方から報告事項の(3)を説明いたします。資料の6ページをご覧ください。初めに資料の一部訂正をさせていただきます。ご覧いただいている資料の6ページの下段の基準額の表の中段の5割軽減基準額の令和5年度までの欄における、基準額算出の式「43万円+29千円×」となっておりますが、29千円ではなくて、29万円です。申し訳ございません。訂正のほうよろしくお願いします。

では説明の方に移らせていただきます。この改正については、昨年1月の本運営協議会においてもお伝えしておりますが、昨年3月に正式に関係法令の改正が行われ、本市においても、熱海市国民健康保険税条例を改正し、本年度から反映しておりますことをご報告いたします。国民健康保険税では低所得者の軽減措置として、所得に応じて均等割、平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みがあります。昨年4月1日に施行された、地方税法施行令の一部を改正する政令により、軽減措置のうち5割及び2割軽減の判定基準額が引き上げられたことに伴い、本市の条例も改正し、令和6年度以降の軽減判定基準額を引き上げました。具体的には資料の表の通り、軽減判定所得の算定において、世帯の被保険者の数に乘すべき金額を、5割軽減では5,000円、2割軽減では1万円引き上げました。

なお、国は令和7年度も5割及び2割軽減の判定基準額を引き上げる方針としております。具体的には今回引き上げた世帯の被保険者の数に乘すべき金額を、さらに、5割軽減で1万円、2割軽減、1万5,000円引き上げるとしております。今後関係法令の改正された後、本市においても、条例を改正し、令和7年度以降の軽減措置に反映するものとしております。

○保険年金室長

続きまして、報告事項(4)熱海市国民健康保険税条例の一部改正についてと関連がありますので報告事項(5)健康保険証廃止に伴う対応についてご説明いたします。資料の8ページをご覧ください。

まず、健康保険証廃止に伴う対応についてですが、昨年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了しております。ページ左側、①保険証の新規発行終了についての下の方ですが、これまでは保険証を発行しておりましたが、12月2日以降は、マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方の場合、医療機関等では、マイナンバーカードを保険証としてご使用いただき、利用登録をされていない方に対しては、資格確認書を交付することになっております。健康保険証の廃止に伴いまして、これまで国民健康保険税の滞納対策として交付しておりました、通常の有

効期限より短い期限を設定した、いわゆる短期証は廃止され、1年以上特別の理由もなく滞納している世帯の方には、資格証明書が交付されておりましたが、こちらは特別療養費の支給の通知を交付することに変更されました。

ページ右側、②マイナ保険証一体化スケジュールの図をご覧ください。昨年12月1日までに国保に加入されていた方については、最長で、本年7月31日までの有効期限の保険証を交付しており、保険証記載の有効期限までは、これまでの保険証を引き続き使用していただくことが可能となっております。12月2日以降に国保に加入されたり、資格情報に変更があった方や、保険証の有効期限を迎える方につきましては、保険証を交付する代わりに、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を職権で交付することになっております。

資格確認書はこれまでの保険証と同様の形状のもので、有効期限を1年で設定するなど、保険証と同様の取り扱いとなります。

ページ戻りまして、7ページをご覧ください。次に、国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。先ほど申し上げましたように、滞納対策である、短期証、資格証明書が廃止になっております。これまで滞納者に対しては、右ページの右側の図の下の方に改正前と書かれたところに記載がありますように、特別の事情もなく、保険税の納付に資する取り組みをしても納付に至らないケースでは、短期証を交付し、保険証の返還を求めてから、資格証明書を交付するという流れになっておりました。熱海市国民健康保険条例では、保険証の返還に応じない者に対する罰則規定が設けられていましたが、保険証の廃止に伴いまして、これらの規定を削除し、所要の改正を行ったものでございます。令和6年12月2日から施行しておりまして経過措置を設けております。なお、保険証廃止に伴いまして、関連する例規の整理を今後していく予定がございますので、ご承知おきいただければと思います。

○健康づくり室長

健康づくり室の鹿田と申します。私の方から次第の報告事項（6）令和6年度保健事業の実施状況についてご説明をさせていただきます。資料は別でホチキスどめをしております。A4縦版の令和6年度保健事業の報告をご覧ください。すいません。ここから着座にてご説明させていただきます。

昨年度この会議におきまして、委員皆様にお諮りいたしました第三期データヘルス計画というものを作成しております。被保険者の皆様の健康維持増進を目的に、私どもが実施する保健事業は、このデータヘルス計画に基づいて実施しております。昨年の繰り返しになってしまいますが、

本市の国保被保険者の特徴としまして、虚血性心疾患、脳血管疾患の入院受診率が高い、外来治療に繋がっていない有病者が多い、1人当たりの医療費が国、県に比べて高いなど健康課題が山積しております。この健康課題に対しましてそれぞれの保健事業を展開しておりますが、お手元の資料は、事業の目的別にデータヘルス計画に沿って作成しており、(1)の重症化予防から7項目あります。順を追って説明をさせていただきます。

まず(1)重症化予防です。特定健康診査事後フォローは、特定健診の受診をされた方のうち、生活習慣病、またはその予備群の方に対し健康教室、健康相談を行っております。現在教室期間中ではありますが、毎回20名前後、多いときで30名に近い方にご参加していただいております。また教室に参加できなかった方には健康相談を行っております。

次、慢性腎臓病重症化予防プログラムとは、慢性腎臓病の原疾患と言われる糖尿病または高血圧の方に対し早期に保健指導を実施し、慢性腎臓病に移行をしないことを目指すプログラムのことになります。このプログラムに沿って関係機関と連携を図りながら取り組んでいる事業になります。対象を広く捉えたポピュレーションアプローチにおいては、今年度、糖尿病連携手帳を使った取り組みを実施し、内科医だけではなく、歯科、薬局などと連携を図れる体制を整えました。今後、利用が増えるように、現在普及中です。リスク要因が高い方を対象としたハイリスクアプローチでは、個人の受診状況に合わせ、早期に保健指導に結びつけるよう、個別でアプローチを行っております。

次のページをご覧ください。未治療者受診勧奨事業は、前年度の特定健診の結果から、治療が必要と判定された方のうち、受診が確認できていない方、また、以前治療はしていたが途中で治療が中断されてる方に対し受診を促す通知案内を送り受診を促しております。

次、(2)重症化予防(がん)です。がんの発見を早期にするためには定期的に健康診断を受診することが必要です。本市では受診率が向上するいくつかの取り組みを行っております。まずインセンティブ事業。インセンティブ事業とは健診を受けると、熱海の名産品の引換券や市内運動施設の利用券などが当たる、受診することで特典がつく事業です。本事業で受診率に繋がったかというところの成果はまだ反映されてはおりませんが、アンケートではこの事業を楽しみに受診をされている方の声を多くいただいております。次、受診勧奨事業です。より受診率の低い若い世代の方には受診を促す勧奨通知を送るとともに、無料で受診できる体制を整えております。

次のページ3ページをご覧ください。(3)生活習慣病発症予防・保健指導です。特定健診受診者で、メタボリックシンドロームに該当した方に対し、特定保健指導を実施しています。メタボリックシンドロームのリスクを軽減し、将来的に重症化しやすい疾患の予防に努めます。中段

には、今年度12月2日時点の実施状況が掲載されておりますが、現在も対象者には通知案内を行い、参加を呼びかける電話も行っている最中で、本日付で確認をして参りましたところ、動機付け支援は7人、積極的支援は4人と増えています。また、来月にも案内を行う対象者がいるため、今後も増えると考えております。いずれにしろデータヘルス計画の目標値に届くには厳しいと考えており、特定保健指導の対象者は毎年同じ方になる場合が多く、電話による受診勧奨を行ってはおりますが、指導に結びつかないケースが非常に多くあり、今後の課題であると考えております。

次、(4) 早期発見・特定健診です。定期的に健康状態を把握するためには年1度、特定健診を受診することが大切です。本市においてもまずは特定健診を受診していくための様々な受診勧奨事業の実施や、特定健診の受診率の向上のための取り組みを行っております。

1つ目が、特定健診受診勧奨事業です。過去3年間の受診行動に合わせた受診勧奨案内を送付しています。次のページに行きまして、インセンティブ事業になります。こちらががん予防のところでお話した事業と同じになります。そして人間ドックの助成になります。人間ドックの費用を助成した方の結果は特定健診として登録ができるため、受診率に繋がっていきます。現時点の受診の状況、12月2日の掲載がされておりますけれども、目標値には達しておりません。しかし、来月2月から、昨年の6月から8月まで行った特定健診で未受診だった方を対象に追加健診を1ヶ月する予定になっております。今後受診者数、また率はさらに伸びると考えております。受診率向上に向けた取り組みは各種行っておりますが、年々、緩やかではありますが受診率は伸びており、各事業の成果としてとらえております。

(5) 健康づくりです。歯科保健に対する本市の取り組みについて掲載しております。う歯予防事業は、市内小中学校と連携を図り教室の開催を行っております。今年度11回の依頼を受けて実施をしました。歯周病検診です。今年度は実施医療機関がない泉地区において、泉公民館を会場として集団検診を行いました。受診者は3名でしたけれども、次年度も継続して行ってきたいと思っております。サロン支援です。今年度、こちらに問い合わせがあったのは、1ヶ所から依頼を受けまして実施をしたところになります。

次のページの介護予防・一体的実施になります。75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行しますが、年齢の切れ目なく介護予防の視点を加えて保健事業を行って参ります。重症化予防につきましては先ほど説明した慢性腎臓病重症化予防プランに沿った同様の取り組みです。未受診者受診率向上事業は受診勧奨通知の案内を実施しております。

7番社会環境体制整備です。その他被保険者様の適正な医療のかかり方についての対応や、ジ

エネルギー普及に関する取り組みを行っております。

事務局からの説明は以上になります。

○会長

ありがとうございました。それではただいまの事務局より説明のあった事項につきまして、事前に酒井委員とそれから私の方から質問を提出しておりますので、事務局から説明をお願いします。

○課税室長

税務課の関戸です。着座にて失礼します。お配りした事前質問一覧をご覧ください。そちらの方に、先ほどの2つの質問がございます。私の方からは、最初の當摩会長からの、国民健康保険税の軽減判定基準の改正に関するご質問について、回答いたします。

ご質問の内容は、令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度の税制改正大綱では、所得税の発生する年収を103万円から123万円に引き上げられることが明記されたということですが、国保税等にはどのような影響があるでしょうかというご質問です。

回答ですが、現在示されている123万円への引き上げは、所得税の基礎控除を48万円から58万円へ、給与所得控除を55万円から65万円へそれぞれ10万円ずつ引き上げることというものです。このうち、住民税においては、基礎控除額が据え置かれることから、給与所得控除の引き上げ部分が国民健康保険に影響すると考えられますが、こちらは令和7年の所得からの適用とされています。したがって、国民健康保険税では、前年の総所得金額等を基準に、税額等の算出を行っていることから、令和8年度課税分の所得割の計算や、軽減判定に今回の税制改正が影響するものと予測されます。具体的な内容につきましては今後提案される今回の大綱に伴う関連法案により示されることと思われます。

○健康づくり室長

人間ドックについての質問をいただきました。健康づくり課の方で回答させていただきます。

質問の内容につきましては人間ドック等の助成事業が始まって、上限が3万円の助成があると聞いていますが、実績はどのくらいあるのですかという質問をいただきました。

令和5年度から始まった事業で、人間ドックを受けた際の費用の7割程度（上限3万円）を助成するものになります。令和5年度は100人定員の申し込みが定員に達し、実際に申請をされた方81件でした。好評につき今年度は定員を増やし、現在申込者130人となっております。

前年度並みの見込みで年度末までに8割程度の申請をいただくとして、100件を超える申請者になると予想しております。またこの事業が周知されてきているため今後もさらに枠が広げられる

よう、予算の確保に努めて参りたいと思っております。

人間ドックの費用の申請をされた方については、先ほどもご説明した通り、特定健診を受診したことから登録がされ、受診率に反映されます。それと同時に登録後は、特定健診事後の教室対象者としてとらえ、疾病予防に繋がる保健サービスの提供をご案内しているところになります。

事務局の説明は以上になります。

○会長

ありがとうございました。他に委員の皆様からご質問があれば、こちらで質問いただければと思います。

【質問等なし】

よろしいでしょうか。それでは次の議題に進みます。その他について事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金室長

今後予定されている本協議会での審議案件についてご説明いたします。先ほどの横版の資料の9ページをご覧ください。現時点で予定されている審議事項につきましては、2点ございます。いずれも国民健康保険税の改正に関するものになります。

①介護納付金分の賦課方式の変更につきましては、これまでも本協議会においてご説明しておりますが、県の国保運営方針では、国保税の賦課方式を3・3・2方式に統一することが決まっております。熱海市では、医療分、後期分、介護分、いずれも所得割、均等割、平等割とする3・3・3方式を採用しておりますので、介護分について、平等割を廃止し、所得割、均等割の2方式に変更する必要があるがございます。運営方針では目標年度を令和9年度課税分から統一することとなっております。

②子ども・子育て支援金創設に伴う変更につきましては、昨年、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年度から医療保険者は、子ども・子育て支援金を徴収することになっております。現行の保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を追加して徴収するため、令和7年度中に賦課方式・税率を決定し、国民健康保険税条例の改正等を行う必要があるがございます。

現在の委員の皆様の任期は本年6月30日までとなっておりますので、これら案件の審議につきましては、委員改選後にお願いしたいと存じます。委員改選の際には、事前に、所属団体代表者様宛に推薦依頼をさせていただいておりますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○会長

はい、わかりました。もう来年度はすでにこの協議会で審議するという案件が予定されているわけですから。現在の委員の任期満了後、改選後から協議を始めることになろうかと思っておりますので、後任の委員の皆様への引継ぎやご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、先ほどの答申の原案ができたようですので、諮問に対する答申について決定いただきます。事務局は答申原案を配付していただけますか。

【答申原案配布】

よろしいですか。それでは事務局の方から配布された答申原案について説明をお願いいたします。

○市民生活課長

それではお配りいたしました、答申原案についてご説明させていただきます。資料を2枚めくっていただきまして、3枚目をお願いいたします。

答申事項。「令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正」に関する諮問事項については、以下のとおり答申する。

1. 令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について

既に改正されている令和6年度における改正後の地方税法施行令に基づき国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額について、賦課限度額を24万円に引き上げを行うことは妥当と認める。

実施期日 令和7年4月1日

以上でございます。

○会長

ただいま事務局の方から説明がございましたけど、何かこの件について、ご意見等ございましたら、挙手でお願いをいたします。

【意見等なし】

よろしいでしょうか。ご意見がなければ、それでは、事務局から示された答申案のとおり、答申をすることに賛成の委員の方は挙手でお願いをいたします。

【委員全員挙手】

全員の挙手を認めました。それではご異議がございませんでしたので、答申案の案を削っていただいて、答申とさせていただきます。

事務局は、この答申書の準備をお願いいたします。答申ができるまで10分ぐらいですか。時間をちょっといただきますので、ここで休憩を取らせていただきます。20分までですか。休

憩をさせていただきます。

○国保主幹

それでは皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

○会長

それでは答申へ移りたいと思います。市長、前の方へお願いいたします。

熱海市長 齊藤栄様。熱海市国民健康保険運営協議会会長 當摩達夫

令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について答申。令和7年1月22日付け熱海市第259号において諮問のあった令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について、慎重に審議いたしました結果、次のとおり答申いたします。

1. 令和7年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について

既に改正されている令和6年度における改正後の地方税法施行令に基づき、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額について賦課限度額を24万円に引き上げることは妥当と認める。

実施期日 令和7年4月1日

○会長

今、答申をさせていただきました。議論の結果はただいまの通りでございますので、答申をもとに、今後よろしく願いを申し上げます。それでは、市長から一言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○市長

本日は、国保運営協議会の當摩会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、ご審議を誠にありがとうございました。今いただきました答申内容に基づきまして、令和7年度国民健康保険税の賦課限度額の改正に係る条例改正を行って参りたいと考えております。

今後とも、熱海市の国保制度のより一層の充実に向けて、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

【閉会】午後4時21分